

28食産第5839号
平成29年3月27日

北海道農政事務所長 殿

農林水産事務次官

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱の一部改正について

平成28年度地方分権改革に関する提案募集において、6次産業化ネットワーク活動交付金の整備事業のうち地域タイプで導入した機械を用いて開発した新商品について、消費者等の評価の集積を目的とした試験販売を認めてほしい旨の提案が出されたところである。

当該提案を受け、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）において、整備事業のうち地域タイプの事業内容に新商品の試験販売の実施が可能である旨を明記することが平成28年12月20日に閣議決定された「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に盛り込まれたところである。

このことから、要綱の一部を改正し、平成29年3月27日付けで施行したので通知する。

なお、貴管下道知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号 農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

改正後	現行
<p>6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱</p> <p>農林水産事務次官依命通知</p> <p>制定 平成25年5月16日 25食産第599号</p> <p>一部改正 平成26年3月24日 25食産第4771号</p> <p>一部改正 平成27年2月3日 26食産第3839号</p> <p>一部改正 平成27年4月9日 26食産第4670号</p> <p>全部改正 平成28年4月1日 27食産第5895号</p> <p><u>一部改正 平成29年3月27日 28食産第5839号</u></p> <p>目次 [略]</p> <p>(様式関係) [略]</p> <p>第1～第9 [略]</p>	<p>6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱</p> <p>農林水産事務次官依命通知</p> <p>制定 平成25年5月16日 25食産第599号</p> <p>一部改正 平成26年3月24日 25食産第4771号</p> <p>一部改正 平成27年2月3日 26食産第3839号</p> <p>一部改正 平成27年4月9日 26食産第4670号</p> <p>全部改正 平成28年4月1日 27食産第5895号</p> <p>目次 [略]</p> <p>(様式関係) [略]</p> <p>第1～第9 [略]</p>

附則

この要綱は、平成29年3月27日から施行します。

別記 1～別記 3－1 [略]	別記 1～別記 3－1 [略]
<p>別記 3－2</p> <p>整備事業のうち地域タイプ</p> <p>第 1～第 4 [略]</p> <p>第 5 採択基準等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の実施に関する事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 本事業で整備した機械により開発した新商品について、消費者等の評価の集積を目的として、本格的に市場で販売する前に、限られた市場における試験販売を行うことができるとします。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第 6・第 7 [略]</p>	<p>別記 3－2</p> <p>整備事業のうち地域タイプ</p> <p>第 1～第 4 [略]</p> <p>第 5 採択基準等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の実施に関する事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>3 [略]</p> <p>第 6・第 7 [略]</p>
別記 3－3・別記 3－4 [略]	別記 3－3・別記 3－4 [略]
別紙様式第 1号～第 3－1号 [略]	別紙様式第 1号～第 3－1号 [略]
<p>別紙様式第 3－2号 (整備事業のうち地域タイプ)</p> <p>6 次産業化ネットワーク活動交付金 (整備事業のうち地域タイプ) 実施計画書 [略]</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>別紙様式第 3－2号 (整備事業のうち地域タイプ)</p> <p>6 次産業化ネットワーク活動交付金 (整備事業のうち地域タイプ) 実施計画書 [略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>年 月 日</p>

4 新商品の開発計画 …… 実施要綱別記3-2 第5の1の(2)

(1) [略]

(2) 試験販売の概要

商品名	
実施期間	
想定される実施内容	

(3) 商品化に至る新商品数の見込み
[略]

5～8 [略]

別紙様式第4号～別紙様式第21号 [略]

4 新商品の開発計画 …… 実施要綱別記3-2 第5の1の(2)

(1) [略]

[新設]

(2) 商品化に至る新商品数の見込み
[略]

5～8 [略]

別紙様式第4号～別紙様式第21号 [略]

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	平成25年5月16日	25食産第599号
一部改正	平成26年3月24日	25食産第4771号
一部改正	平成27年2月3日	26食産第3839号
一部改正	平成27年4月9日	26食産第4670号
全部改正	平成28年4月1日	27食産第5895号
一部改正	平成29年3月27日	28食産第5839号

目次

- 第1 趣旨
 - 第2 目的
 - 第3 事業の実施等に関し必要な事項
 - 第4 事業の実施
 - 第5 事業実施等の手続
 - 第6 国の助成措置
 - 第7 事業実施状況の報告
 - 第8 成果目標の達成状況の評価
 - 第9 その他
- 附則

- 別記1 支援体制整備事業
- 別記2-1 推進事業のうち事業者タイプ
- 別記2-2 推進事業のうち地域タイプ
- 別記3-1 整備事業のうち事業者タイプ
- 別記3-2 整備事業のうち地域タイプ
- 別記3-3 整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- 別記3-4 整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

(様式関係)

- 別紙様式第1号 6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)実施計画書
- 別紙様式第2-1号 6次産業化ネットワーク活動交付金(推進事業のうち事業者タイプ)実施計画書
- 別紙様式第2-2号 6次産業化ネットワーク活動交付金(推進事業のうち地域タイプ)実施計画書
- 別紙様式第3-1号 6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ)実施計画書
- 別紙様式第3-2号 6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち地域タイプ)実施計画書
-
- 別紙様式第4号 都道府県等の妥当性協議
- 別紙様式第5号 6次産業化ネットワーク活動交付金の事業実施状況報告及び評価報告
- 別紙様式第6号 相談者カルテ
- 別紙様式第7号 6次産業化プランナーに関する満足度調査
- 別紙様式第8号 6次産業化プランナーの活動実績一覧表
- 別紙様式第9号 特認団体認定申請書
- 別紙様式第10号 6次産業化ネットワーク活動交付金における特認団体に係る認定協議
- 別紙様式第11号 6次産業化プランナー登録者
- 別紙様式第12号 6次産業化プランナー派遣実績
- 別紙様式第13号 6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届
- 別紙様式第14号 契約に係る指名停止等に関する申立書(支援体制整備事業・推進事業共通)
- 別紙様式第15号 事業収益状況報告書(事業者タイプ・地域タイプ共通)
- 別紙様式第16号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する交付決定前着工届
- 別紙様式第17号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する入札結果報告・着工届
- 別紙様式第18号 契約に係る指名停止等に関する申立書(整備事業)
- 別紙様式第19号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する竣工届
- 別紙様式第20号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金で取得又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届
- 別紙様式第21号 費用対効果分析(投資効率)

第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等が、流通業者、食品事業者等の2次、3次産業の様々な事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものです。

このような6次産業化等の取組を拡大していくためには、農林漁業者と地域の様々な事業者等が結びつきを強め、ネットワークを形成することにより、事業者間のマッチングを促進し、消費者や実需者のニーズに即した新たな商品の開発、販路の開拓などの取組を行うことが必要です。また、その取組を地域の活性化等につなげていくためには、地域の創意工夫により、地域が持つ魅力を最大限に活かしながら取組を進めて行くことが重要です。

このため、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（以下「本要綱」といいます。）を制定し、6次産業化ネットワーク活動交付金（以下「本交付金」といいます。）により、農林漁業者と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援します。

第2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」といいます。）は、第1の趣旨を踏まえ、多様な事業者等の連携の下で、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化等の推進に資することを目的として行うものとします。

第3 事業の実施等に関し必要な事項

本事業の実施に関し必要な事項については、第4から第9までに定めるもののほか、次の（1）から（3）までに掲げる事業ごとに、別記に定めるところによるものとします。

- （1）支援体制整備事業 別記1
- （2）推進事業
 - ① 事業者タイプ 別記2-1
 - ② 地域タイプ 別記2-2
- （3）整備事業

- ① 事業者タイプ 別記 3-1
- ② 地域タイプ 別記 3-2

第 4 事業の実施

- 1 事業実施主体は、農林漁業者と加工、流通等を担う多様な事業者によるネットワークを構築するとともに、具体的な成果目標を定め、その達成に向け、地域の実情に応じて本事業を実施するものとします。
- 2 整備事業を実施する事業実施主体は、過剰な機械、施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとします。
- 3 整備事業を実施する事業実施主体は、別記 3-3 の整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに従うものとします。
また、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記 3-4 に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとします。

第 5 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体（都道府県を除きます。）は、次の（1）から（3）までに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとします。
また、都道府県及び市町村並びに特別区以外の者が事業実施主体の場合は、都道府県知事の定めるところにより、当該事業実施主体が主として事業を実施する市町村又は特別区（以下「市区町村」といいます。）の長を経由して都道府県知事に提出することができるものとします。

（1）支援体制整備事業 別紙様式第 1 号

（2）推進事業

- ① 事業者タイプ 別紙様式第 2-1 号
- ② 地域タイプ 別紙様式第 2-2 号

（3）整備事業

- ① 事業者タイプ 別紙様式第 3-1 号
- ② 地域タイプ 別紙様式第 3-2 号

- 2 都道府県知事は、1 の規定により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となり作成した事業実施計画を踏まえ、別紙様式第 4 号（別表）により都道府県事業

実施計画（以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所轄する地方農政局長をいいます。以下同じです。）に提出し、その内容の妥当性について、別紙様式第4号により地方農政局長等に協議を行うものとします。都道府県計画を変更したときも同様とします。

3 事業実施主体（都道府県及び市区町村を除きます。）は、1の規定にかかわらず、別記1の第1の1の市区町村戦略を定めた市区町村（事業年度末までに定めることが確実である市区町村を含みます。以下「戦略策定市区町村」といいます。）の長に、事業実施計画を提出することができるものとします。戦略策定市区町村の長は、提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となり作成した事業実施計画を踏まえて市区町村事業実施計画（以下「市区町村計画」といいます。）を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出し、2の規定に準じて妥当性協議を行うことができます。市区町村計画を変更したときも同様とします。

4 都道府県計画又は市区町村計画の変更の内容が次のいずれにも該当しない場合には、都道府県知事及び戦略策定市区町村の長（以下「都道府県知事等」といいます。）は、2及び3の規定にかかわらず、別紙様式第4号（別表）により変更後の都道府県計画等を作成し、別紙様式第4号により地方農政局長等に提出すれば足りるものとします。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 成果目標の変更

(3) 別記1及び別記2-1に定める特認団体又は都道府県若しくは戦略策定市区町村が実施する事業内容の変更

(4) 新商品の変更（整備事業の事業者タイプに限ります。）

第6 国の助成措置

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の水準等に応じ、本事業の実施、都道府県及び戦略策定市区町村（以下「都道府県等」といいます。）による指導等に必要経費について、別に定めるところにより交付金を交付します。

2 国は、都道府県等に交付した交付金に不用額を生じることが明らかになったときは、都道府県知事等に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができます。

第7 事業実施状況の報告

- 1 支援体制整備事業又は推進事業を実施した事業実施主体は、本事業の実施年度に係る事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告します。また、整備事業を実施した事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事等に報告するものとします。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、次に掲げる項目について、定量的な根拠に基づいて具体的に作成するものとします。

- (1) 事業の実施状況に関する一般的な項目
別紙様式第5号に規定されている項目
- (2) 事業の効果及び改善方策に関する項目
事業の効果、事業実施後の課題及び改善方策
- (3) その他必要な項目

- 3 都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとします。
- 4 都道府県知事等は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況について、別紙様式第5号（別表）により報告書を作成し、当該年度の翌年度の9月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとします。
- 5 4の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事等を指導するものとします。この場合において地方農政局等は、当該指導の内容を食料産業局長に報告するものとします。
- 6 地方農政局長等は、都道府県知事等に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとします。

第8 事業の成果の評価

- 1 事業実施主体は、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成して都道府県知事等に報告するものとします。

- 2 1の事業の成果の評価の報告書の作成は、第7の2に準じて行うものとします。
- 3 都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業の成果の評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとします。
- 4 都道府県知事等は、1の規定により報告を受けた事業の成果の評価について、別紙様式第5号（別表）により報告書を作成し、当該目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとします。
- 5 4の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとします。また、必要に応じ、この評価の結果を踏まえ、都道府県知事等を指導するものとします。この場合において地方農政局長等は、当該指導の内容を食料産業局長に報告するものとします。

第9 その他

都道府県及び市区町村は、本事業の実施に当たって、確認すべき事項がある場合は、地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあつては当該都府県を所轄する地方農政局をいいます。以下同じです。）に照会することができます。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行します。
- 2 第5の3の（4）の規定は、この通知による改正前の本要綱により実施した事業についても、適用します。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行します。

支援体制整備事業

第 1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとします。

1 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県又は市区町村は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者の組織する団体、担い手農林漁業者、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て協議会（以下「6次産業化・地産地消推進協議会」といいます。）を組織し、次に掲げる事項を含むその区域における6次産業化等の取組に関する戦略（以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市区町村戦略」といいます。）を定め、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとします。

その際、農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした戦略に関する交流会を開催することができるものとします。

（注）「6次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市区町村戦略の策定、それに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構いません。

また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構いません。既存の協議会等を活用することも可能です。

複数の市区町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができます。

（1）その区域内の農林漁業及び6次産業化等についての現状と課題

（注）例えば、市町村の区域内では、どのような作物がどのくらいの面積で生産されているのか、どのような課題があるのか、現状では、どのような6次産業化等の取組が進められているのか、どのような課題があるのかなどを記載します。

（2）（1）の現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針（2及び3に掲げる取組の方針を含みます。）

（注）今後、6次産業化等の取組を進める際に、例えば、地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなどのうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針などを記載します。

(3) 今後（５年後程度）の６次産業化等推進の成果目標（売上、６次産業化事業者数等）

(注) これまでの６次産業化等の実績、今後の取組方針などを勘案し、例えば、地域内の加工品の売上、新商品開発に取り組む事業者数、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消費」といいます。）の認定事業者数、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号以下「機構法」といいます。）による出資事業者数などの目標値について記載します。

(4) 地域の特性を生かして６次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発し、及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性

(注) 例えば、地域で生産される農産物の加工・直売に取り組む場合、特に重点的に活用を図る農産物名を記載します。地域の農産物を活用してどのような新商品を開発したいのか、どのような技術を活用したいのか、新商品の販路開拓にどのように取り組むのかなどの方向性について記載します。

(5) 育成を図る６次産業化事業者等の将来像

(注) 例えば、小規模農家等の集団化による集落営農を法人化して、本格的に６次産業化等に取り組む事業者を育成する、農業法人及び地域内の食品事業者等と連携した６次産業化事業者を育成するなどを記載します。

(6) 事業実施主体が６次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援するために行う施策

(注) 例えば、新商品開発、販路開拓、人材育成や、農林漁業者と２次・３次事業者との交流など、市区町村の単独事業で支援するものなどを記載します。

(7) 国等の支援施策の活用方策

(注) 必要に応じて記載します。

(8) (1) から (7) までに掲げるもののほか６次産業化等を推進するために必要な事項

(注) 必要に応じて記載します。

(交付対象経費)

6次産業化・地産地消推進協議会開催費(講師謝金、講師旅費、資料印刷費等)、交流会開催費(講師謝金、講師旅費、会場費、資料印刷費等)

2 人材育成研修会の開催

経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、6次産業化に取り組んでいる事業者等へのインターンシップ研修を併せて実施します。

なお、講義の内容及び実施期間については平成27年度農山漁村地域ビジネス創出人材育成事業で作成した「農山漁村地域ビジネス創出人材育成プログラム」の内容及び実施期間に従うこととし、インターンシップ研修の実施期間については2週間程度とします。ただし、人材育成研修会の趣旨を逸脱しない限りにおいて、地域の実情を踏まえた内容及び実施期間を設定しても差し支えないこととします。

(交付対象経費)

人材育成研修会開催費(講師謝金、講師旅費、管理運営費、開催案内印刷・発送費(印刷費、発送費、発送賃金)、会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)、インターンシップ研修の実施費(研修生受入れ謝金、研修生保険料)等)

3 農林漁業者等へのサポート活動

支援対象地域(都道府県ごとの地域をいいます。以下同じです。)における6次産業化、地産地消又は農商工等連携に取り組む農林漁業者等を支援する人材として6次産業化プランナーの選定、登録及び派遣を行います。

また、支援対象地域の拠点において、相談窓口を設置し、農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信、人材派遣等の日程調整及び進行管理を行います。

さらに、6次産業化プランナーの派遣に関して、次の(1)から(3)までの取組を実施します。

(1) 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ(別紙様式第6号)を作成し、その農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題、それに対する支援内容を記録します。

(2) 満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等について、満足度調査（別紙様式第7号）を行います。

(3) 6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係る（2）の調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの活動の実績を整理してその評価（別紙様式第8号）を行います。

(交付対象経費)

- ① 選定委員会開催費（委員謝金、委員旅費、資料印刷費等）
- ② 個別相談等実施費（講師謝金、講師旅費、資料印刷費等）
- ③ 事業推進費（企画推進員手当、企画推進員旅費等）
- ④ 事業管理運営費（管理運営員手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信費、情報提供費、消耗品費等）

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとします。

(1) 6次産業化等に関する戦略の策定

- ① 事業実施主体
都道府県及び戦略策定市区町村
- ② 交付率
定額

(2) 人材育成研修会の開催

- ① 事業実施主体
都道府県、戦略策定市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、6次産業化・地産地消推進協議会及び当該取組を確実にを行うことができるものとして都道府県知事が地方農政局長等と協議の上特に認める団体（以下「特認団体」といいます。）であって、研修機能を有するもの
- ② 交付率
定額

(3) 農林漁業者等へのサポート活動

① 事業実施主体

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、都道府県、都道府県が組織する6次産業化・地産地消推進協議会及び特認団体

② 交付率

定額

2 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とします。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書（別紙様式第9号）を都道府県知事等に提出します。

4 3の規定による特認団体申請書の提出を受けた都道府県知事等は、別紙様式第10号に当該提出された特認団体申請書（添付書類を含む。）の写しを添えて地方農政局長等に提出することにより、特認団体の認定の協議を求めるものとします。

第3 採択基準等

1 採択基準

(1) 第1の3の農林漁業者等へのサポート活動にあつては、次の①から③までに掲げる要件の全てを満たすものであること。

① 事業実施計画が次に掲げる全ての事項を満たすものであること。ただし、6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績がある者（過去の満足度調査における評価が低い者を除きます。）については、引き続き6次産業化プランナーとして選定することとされていても差し支えないものとします。

ア 学識経験者等を委員とする選定委員会を設置の上、公募により、選定基準に従って専門分野別に6次産業化プランナーを選定するものであること。

イ アの選定基準が、新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化等に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資する専門的な知識及び経験を有する者を選定することができるような基準であること。

ウ 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。

エ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第8条の規定に基づいて農林水産大臣が定めたガイドラインに従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化支援活動の実施を通じて得た情報のうち、農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」といいます。）を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。

オ 支援対象地域のニーズに応じた事業を実施する内容であると認められること。

カ 事業を実施する支援対象地域には1か所以上の常設の拠点（常時、支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に連絡を取ることが可能な事務所等）が設置されていること。

② 経験豊富なスタッフが事業の進行管理を行える体制となっていること。また、経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

③ 活動内容等について、広く農林漁業者等への周知・情報提供が可能な取組となっていること。

(2) 国、地方公共団体を始めとした関係機関や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。

(3) 組織の財務状況について、事業を遂行するに当たり安定した事業運営が可能であること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより都道府県知事等の承認を得るものとします。

- ① 委託先
- ② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会のうち都道府県段階におけるものについては、財務局、経済産業局及び地方運輸局並びにその都道府県の区域を営業範囲とする支援対象事業活動支援団体（機構法第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいいます。）の参加を求めるものとします。

(3) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会の開催に当たっては、地域の実情を踏まえ、学校給食関係者、病院・福祉施設関係者、直売所関係者、観光事業者、食品事業者、大学・介護施設等の関係者等の参加を得て、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針等の検討を行うものとします。

(4) 市区町村は、以下の内容をその市区町村戦略に定めるものとします。

- ① 別記2-2の第1の3の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大に取り組もうとする場合は、学校給食等における地場食材の利用拡大の取組方針、目標等
- ② 別記2-2の第1の4の直売所の売上向上に向けた多様な取組に取り組もうとする場合は、直売所の売上げ向上に向けた取組方針、目標等
- ③ 別記2-2の第1の5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発に取り組もうとする場合は、スマイルケア食（新しい介護食品）の開発等の取組方針、目標等

(5) 第1の2の人材育成研修会の開催に当たっては、事業実施主体（事業実施主体が都道府県及び戦略策定市区町村以外の者である場合に限り）は、その実施する研修会の内容及び実施期間について、都道府県又は戦略策定市区町村と協議するものとします。

(6) 第1の3の農林漁業者等へのサポート活動においては、次の①から③までに掲げる要件の全てを満たすものとします。

- ① 次のアからオまでに定めるところに従い、適切な進行管理を行うとともに、農林漁業者が求める支援内容に十分対応できるよう国、都道府県、6次産業化中央サポートセンター等との連携を図るものとします。

ア 相談者カルテの作成に当たっては、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、活用するものとします。

派遣された6次産業化プランナーは、派遣の都度、派遣先から受けた相談の

内容とこれに対して提案した改善策の内容について整理し、相談者カルテに記載するほか、相談者カルテの情報を適宜更新し、事業実施主体に提出するものとしします。

なお、相談者カルテについては、原則として別紙様式第6号を使用するものとししますが、別紙様式第6号において記載することとされている情報と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととしします。

イ 翌年度に事業実施主体が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び6次産業化プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとしします。

また、事業実施主体が6次産業化中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報又は営業秘密の提供について、あらかじめ本人の同意を得た上で、6次産業化中央サポートセンターと共有するものとしします。

ウ 6次産業化プランナーに対する評価の情報については、今後の6次産業化プランナーの選定に活用するため、翌年度に農林漁業者等へのサポート活動の運営を行う事業実施主体に対し、適切かつ確実に引継ぎを行うものとしします。

エ 6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別紙様式第11号及び別紙様式第12号により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に地方農政局長等に提出するものとしします。

オ エに定めるもののほか、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国又は都道府県が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を提供するものとしします。

② 特定の農林漁業者や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体及び6次産業化プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとしします。

③ 事業全体の責任者である統括企画推進員、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定め、事業執行体制を構築するものとしします。

(7) 事業実施主体は、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとしします。

また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとしします。

(8) 事業実施主体（都道府県が事業実施主体である場合を除きます。）は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとしします。

(9) 事業の目的を達成するために、都道府県知事は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、事業実施主体はこの指示に従わなければならないものとします。

この場合において、都道府県知事は、都道府県戦略及び地産地消促進計画の内容に則した指示を行うものとします。

(10) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとします。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）の前に発生した経費（4の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除きます。）

(4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

(5) 都道府県等が事業実施主体となる場合の都道府県等職員の人件費

(6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事等に提出するものとします。

(2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとします。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとします。

(3) 都道府県等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとします。

(4) 事業実施主体が都道府県及び戦略策定市区町村の場合には、(1) 及び(3)の規定中「都道府県等」及び「都道府県知事等」とあるのは「地方農政局長等」とします。

5 契約の適正化

事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付きなければなりません。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

また、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25食産第601号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）第13の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙様式第14号）の提出を求めるものとします。

推進事業のうち事業者タイプ

第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとします。

1 加工適性のある作物導入

新商品の開発に向けて、加工適性のある品種の導入及び栽培方法を変更する際の栽培技術の習得のための講習会受講や試験栽培の実施、ほ場での栽培技術指導を受けるなどの取組を行います。

(交付対象経費)

講習会受講費（講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費）、試験栽培実施費（種苗費、資材費）、栽培技術指導受講費（栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費）等

2 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 新商品開発

国産農林水産物及び当該農林水産物の副産物（以下「国産農林水産物等」といいます。）と加工技術を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行います。なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとします。

(交付対象経費)

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）

(2) 販路開拓の実施

新商品として開発された試作品の試食会、試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行います。また、新商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行います。

(交付対象経費)

消費者評価会実施費（会場借料等）、販路開拓費（商談会等への出展に要する費用等）

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとします。

(1) 加工適性のある作物導入

① 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体

② 交付率

定額（事業費の1／3以内（ただし、市区町村戦略（事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含みます。）に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1／2以内）

(2) 新商品開発・販路開拓の実施

① 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体（農林漁業に従事する者で組織する団体を含みます。）、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体

② 交付率

定額（事業費の1／3以内（ただし、市区町村戦略（事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含みます。）に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1／2以内）

2 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とします。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書（別紙様式第9号）を都道府県知事等に提出することにより、自らが特認団体に該当する旨の認定を求めるものとします。

4 3の規定により特認団体申請書の提出を受けた都道府県知事等は、別紙様式第10号に当該提出された特認団体申請書（添付書類を含む。）の写しを添えて地方農政局長等に提出することにより、特認団体の認定の協議を求めるものとします。

第3 採択基準等

1 採択基準

- (1) 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 第1の2の（1）の新商品開発にあつては、次の①及び②を満たすものであること。
 - ① 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入れ先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - ② 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
- (6) 第1の2の（2）の販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次の①及び②を満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入を本事業に係る経費から差し引いて交付金額を計算するものとします。

 - ① 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - ② 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (7) 第1の2の（2）の販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、国が実施する「食」に対する消費者の信頼向上のための施策を推進する取組（いわゆる「FCP」で推進される「展示会・商談会シート」の利用拡大等をいいます。）を実施するよう努めること。

（注）「FCP」とは、消費者の食に対する信頼向上を図るために、食品事業者

の意欲的な取組を活性化することを目的に、農林水産省が平成20年度から取り組むプロジェクト（フード・コミュニケーション・プロジェクト）をいいます。

「展示会・商談会シート」とは、展示会・商談会の場で、商品の特性や食品事業者の取組を的確に伝えるためにFCPで開発した共通の様式をいいます。

【参考】<http://www.food-communication-project.jp/>

- (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定すること。

2 事業の実施に関する事項

事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより都道府県知事等の承認を得るものとします。ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とします。

- (1) 委託先

- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 交付決定の前に発生した経費（4の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除きます。）
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事等に提出するものとします。

- (2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとします。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとします。

- (3) 都道府県等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとします。

5 契約の適正化

事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

また、交付要綱第13の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙様式第14号）の提出を求めるものとします。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)の新商品開発に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を

受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいいます。以下同じです。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた過去1年間の収益又は事業により開発された商品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別紙様式第15号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後)2月以内に、本要綱第5の1又は3の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事又は戦略策定市区町村の長に提出するものとします。

第5 収益納付

1 事業実施主体は、第1の2の(1)の新商品開発に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与又は事業により開発された商品を自ら販売したことにより相当の収益を得たと認められるときは、(1)又は(2)により算定した額を、国庫に納付するものとします。

(1) 事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該収益の額に、当該収益を取得したときまでに交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とします。

(2) 事業により開発された新商品を自ら販売したことにより相当の収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とします。

$$E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき収益額

$\sum A_i$: 初年度から i 年度までの売上高の累計

$\sum E_i$: 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用(新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用を除きます。)の累計

C : 新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計

D : 交付金の確定額

E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とします。

② i 年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から $(i - 1)$ 年間を経過した日からの1年度間とします。

2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とします。

3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とします。

第6 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象とします。

（1）事業実施主体自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除きます。以下同じです。）

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売

上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

推進事業のうち地域タイプ

第 1 事業の内容等

本事業は市区町村戦略に基づいて行われる取組です。事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとします。

1 加工適性のある作物導入

新商品の開発に向けて、加工適性のある品種の導入及び栽培方法を変更する際の栽培技術の習得のための講習会受講や試験栽培の実施、ほ場での栽培技術指導を受けるなどの取組を行います。

(交付対象経費)

講習会受講費（講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費）、試験栽培実施費（種苗費、資材費）、栽培技術指導受講費（栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費）等

2 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 新商品開発

国産農林水産物等と加工技術を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行います。なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができますものとして。

(交付対象経費)

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）

(2) 販路開拓の実施

新商品として開発された試作品の試食会、試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行います。また、新商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行います。

(交付対象経費)

消費者評価会実施費（会場借料等）、販路開拓費（商談会等への出展に要する費用等）

3 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

(1) 学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食（以下「施設給食」といいます。）の食材として地場産農林水産物等（事業実施主体である市区町村（事業実施主体が市区町村協議会である場合にあつては、当該市区町村）の区域を含む都道府県の区域において生産された農林水産物及びその農林水産物を原材料として製造された加工品をいいます。以下同じです。）を使用し、その給食を提供する施設を利用する者の需要に即した新たなメニューや加工品の開発、安全性を確保するための成分分析等を行います。

（交付対象経費）

新たなメニュー・加工品開発費（試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）

(2) 地場産農林水産物等を安定的に生産・供給体制を構築するために必要となる事業実施対象地域内の生産量及び需要量等の調査や分析等を行います。

（交付対象経費）

調査・分析費（調査員手当、旅費、資料印刷費等）

(3) 農林漁業者や施設給食の関係者等の相互理解を図るためのほ場見学等の研修会を行います。

（交付対象経費）

研修会費（講師謝金、旅費、会場借料、マイクロバスレンタル料、資料印刷費等）

(4) 地場産農林水産物等の利用の定着を図るため、学校給食において（2）で構築した生産・供給体制の下で納入される地場産農林水産物等や（1）で開発されたメニューや加工品の導入実証を行います。なお、本取組は、5回分を限度として、新たなメニューや加工品の導入実証を行うことができます。

（交付対象経費）

導入実証費（当該年度の1食当たりの平均単価との差額）、印刷製本費、消耗品費等

4 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組

(1) 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化、経営改善を図るための検討会や研修会の開催を行います。

(交付対象経費)

検討会・研修会の開催費（委員謝金、旅費、資料印刷費等）

- (2) 直売所で扱う農林水産物等を活用したインバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催を行います。

(交付対象経費)

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、消費者評価会実施費（会場借料等）

- (3) 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントを行います。

(交付対象経費)

ツアー等の企画費（旅費、資料印刷費等）、イベント開催費（会場借料、資材購入費、印刷製本費等）

5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

- (1) 市区町村（事業実施主体が市区町村協議会である場合にあっては、当該市区町村）の区域の食品事業者、介護関係者等が連携して、地場産農林水産物等を活用した介護食品を開発し、これを普及する取組を行います。

(交付対象経費)

新商品開発費（新商品開発のための研究員手当、開発材料費等）、アンケート作成費、報告書作成費等

- (2) (1) の取組と併せて、介護食品の配食サービスの実証を行います。

(交付対象経費)

配食サービス実証費（通信運搬費等）

- (3) (1) の取組と併せて、地場産スマイルケア食を体験できる農家レストラン・農家民宿モニターツアーを行います。

(交付対象経費)

体験企画費（企画費、運営費等）

- (4) (1) の取組と併せて、介護食品に関する相談窓口及び料理教室を開催する「食と健康サロン」の設置します。

(交付対象経費)

食と健康サロン設置費（会場借料費、相談員謝金・旅費、料理教室開催費、パンフレット作成費等）

(5) (1) の取組と併せて、介護食品の提供方法の実証を行います。

(交付対象経費)

介護食品提供方法実証費（広告印刷費等）

(6) (1) の取組と併せて、普及のためのセミナーの開催を行います。

(交付対象経費)

セミナー開催費（会場賃借料費、講師謝金・旅費、資料作成費等）

6 新技術等の事業化実証

農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新たなサービスについて、実用化に向けた技術実証を行います。

(交付対象経費)

技術実証費（技術員手当、賃金、旅費、実証用試薬購入費、消耗品費、機材機器借料、分析費等）

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

戦略策定市区町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市区町村が組織するもの（以下「市区町村協議会」といいます。）又は市区町村協議会の構成員

2 交付率

定額（事業費の1/2以内（ただし、第1の3の（4）に掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とします。））

第3 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施主体である市区町村（事業実施主体が市区町村協議会である場合にあつては、当該市区町村）が6次産業化・地産地消推進協議会を組織し、かつ、市区町村戦略を定め、又は事業実施年度末までに定めることが確実であること。
- (5) 事業実施主体が市区町村協議会の構成員である場合には、事業の内容が市区町村戦略に基づいて行われる取組であると当該市区町村が認めたものであること。
- (6) 第1の2の(1)の新商品開発にあつては、次の①及び②を満たすものであること。
 - ① 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入れ先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - ② 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
- (7) 第1の2の(2)の販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次の①及び②を満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入を本事業に係る経費から差し引いて交付金額を計算するものとします。

 - ① 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - ② 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (8) 第1の2の(2)の販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、国が実施する「食」に対する消費者の信頼向上のための施策を推進する取組（いわゆる「FCP」で推進される「展示会・商談会シート」の利用拡大等をいいます。）を実施するよう努めること。

(注)「FCP」とは、消費者の食に対する信頼向上を図るために、食品事業者

の意欲的な取組を活性化することを目的に、農林水産省が平成20年度から取り組むプロジェクト（フード・コミュニケーション・プロジェクト）をいいます。

「展示会・商談会シート」とは、展示会・商談会の場で、商品の特性や食品事業者の取組を的確に伝えるためにFCPで開発した共通の様式をいいます。

【参考】<http://www.food-communication-project.jp/>

(9) 第1の3の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発にあつては、次の①及び②を満たすものであること。

- ① 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであつて、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
- ② 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

(10) 第1の6の新技术等の事業化実証にあつては、次の①から③までの全てを満たすものであること。

- ① 事業実施主体及び事業実施に係わる全ての関連事業者が事業実施に必要な関係法令の許認可等を取得しており、又は取得することが確実と見込まれること。
- ② 市場ニーズに即した新商品又は新たなサービスを創出する取組であること。
- ③ 市場ニーズの存在が明確であり、事業化のための条件（原料調達、経営資源、販路等）が確保されていること。

(11) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

2 事業の実施に関する事項

事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより都道府県知事等の承認を得るものとします。ただし、委託して事業を行わせる場合は事業費の2分の1を超えない範囲とします。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 交付決定の前に発生した経費（4の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除きます。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 市区町村職員の人件費
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として、交付決定に基づき行うものとします。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事等に提出するものとします。
- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとします。
また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄

に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとします。

(3) 都道府県等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとします。

(4) 事業実施主体が戦略策定市区町村の場合にあっては、(1) 及び(3) の規定中「都道府県等」及び「都道府県知事等」とあるのは「地方農政局長等」とします。

5 契約の適正化

事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければなりません。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

また、交付要綱第13の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書(別紙様式第14号)の提出を求めるものとします。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)の新商品開発、第1の3の(1)の新たなメニュー・加工品開発、第1の4の(2)の新商品開発、第1の5の(1)の新商品開発及び第1の6の新技术等の事業化実証に係る特許権等(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいいます。以下同じです。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた過去1年間の収益又は事業により開発された商品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別紙様式第15号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあっては、下半期の決算の終了後)2月以内に、本要綱第5の1又は3の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事又は戦略策定市区町村の長に提出するものとします。

第5 収益納付

1 事業実施主体は、第1の2の(1)の新商品開発、第1の3の(1)の新たなメニュー・加工品開発、第1の4の(2)の新商品開発、第1の5の(1)の新商品開発及び第1の6の新技术等の事業化実証に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与又は事業により開発された商品を自ら販売したことにより相当の収益を得たと認められるときは、(1)又は(2)により算定した額を、国庫に納付するものとします。

(1) 事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該収益の額に、当該収益を取得したときまでに交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とします。

(2) 事業により開発された新商品を自ら販売したことにより相当の収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とします。

$$E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき収益額

$\sum A_i$: 初年度から i 年度までの売上高の累計

$\sum E_i$: 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用（新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用を除きます。）の累計

C : 新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計

D : 交付金の確定額

E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とします。

② i 年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から $(i - 1)$ 年間を経過した日からの1年度間とします。

2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とします。

3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とします。

第6 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。)は、利益等排除の対象とします。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除きます。以下同じです。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

整備事業のうち事業者タイプ

第1 事業の内容

交付の対象となる事業は、次の1又は2の取組に要する経費の額から第3の2の資金の貸付額を除いた自己負担部分を助成する事業とします。

1 農林漁業者団体による取組

農林漁業者団体が、六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」といいます。）に従って実施する六次産業化・地産地消法第3条第4項に定める総合化事業に係る取組

2 農林漁業者団体等と中小企業者による取組

農林漁業者団体又は中小企業者が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」といいます。）第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」といいます。）に従って実施する農商工等連携促進法第2条第4項に定める農商工等連携事業に係る取組

第2 交付対象施設等の範囲

第1の1の取組及び第1の2の取組のうち事業実施主体が農林漁業者団体であるものについては1及び2を、第1の2の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては3を、それぞれ交付対象とします。

1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設

(1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、農林水産物等の集出荷のための建物

(2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設

農林水産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械、農林水産物等の処理加工のための建物

(3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の

総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設

農林水産物等の総合的な販売のための機械、建物及び地域食材提供のための機械、建物

(4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設
捕獲獣肉等食材提供のための機械及び建物

(5) 収穫後用病虫害防除のために必要な施設
農林水産物の病虫害防除のための機械、建物

(6) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設

農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物（売電を目的とする取組に係るものを除きます。）

(7) (1)～(6)の附帯施設

2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等

(1) 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

(2) 農業用水のために必要な施設
水源・貯水機械、建物

(3) 営農飲雑用水のために必要な施設

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがい用施設を除きます。）、農作物の洗浄のための機械、建物

(4) 高生産性農業のために必要な施設

農業用機械・施設（ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、6次産業化又は農商工等連携の取組に真に必要なものに限ります。）

(5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設

乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物

(6) 育苗のために必要な施設

水稻、野菜等の育苗機械、建物

(7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設

養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械、建物（漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）を除きます。）

(8) 高品質堆肥製造のために必要な施設

堆肥製造用・堆肥保管用機械、建物

(9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設

新技術を活用した育苗・増殖・培養機械、建物

(10) 特用林産物生産のために必要な施設

きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械、建物

(11) 農林水産物運搬のために必要な施設

農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械、建物

(12) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設

農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物（売電を目的とする取組を除きます。）

(13) (1)～(12)の附帯施設

(注) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとします。

3 食品等の加工・販売のために必要な施設

(1) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設

農林漁業者団体等と中小企業者との間の、新商品の原材料となる連携農林水産物（商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいいます。以下同じです。）を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械・施設（販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限ります。）

(2)(1)の附帯施設(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限り、)

第3 事業実施主体等

1 事業実施主体は、第1の1の認定を受けた農林漁業者団体又は第1の2の認定を受けた農林漁業者団体及び中小企業者であって、交付の対象となる経費に充てるために2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次の者とします。

(1) 農林漁業者団体

農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができるものと認められる団体(法人でない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限り、)及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。

(2) 中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者(個人及びみなし大企業を除きます。)

(注) みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

2 1の資金は、次に掲げる機関が貸し付ける資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸し付ける資金とします。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 漁業協同組合
- (6) 漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫

- (8) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- (9) 株式会社日本政策金融公庫
- (10) 沖縄振興開発金融公庫
- (11) 株式会社商工組合中央金庫
- (12) 銀行
- (13) 信用金庫
- (14) 信用協同組合
- (15) 都道府県
- (16) 市町村
- (17) 特別区

3 交付金の交付率は、定額（事業費の3/10以内）とします。

また、交付要綱の別表の交付率の欄に規定する事業実施主体に交付する補助金の額の算定の方法は、次の①から③までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とします。ただし、当該方法により算出された額が1億円をを超えるときは、この項の規定にかかわらず、1億円以内とします。

- ① 交付の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額
- ② 交付の対象となる経費に充てるために貸し付けられた第1の2の資金の額
- ③ 交付の対象となる経費から②の額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

第4 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画で定めた総合化事業又は農商工等連携事業の実施期間の最終年度とします。

2 成果目標は、次の(1)又は(2)に掲げる取組に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める目標とします。

- (1) 農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組
農林漁業者団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標
- (2) 農林漁業者団体等と中小企業者による6次産業化ネットワークの取組
農林漁業者団体等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

第5 採択基準等

1 採択基準

(1) 共通基準

- ① 事業規模（総事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあつては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。
- ② 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
- ③ 整備を予定している機械・施設が、成果目標の達成に向け、適切であること。
- ④ 機械・施設の能力及び規模が適正であること。
- ⑤ 利用計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実であると認められること。
- ⑥ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- ⑦ 整備を予定している機械・施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。
- ⑧ 別記3－4の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- ⑨ 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
- ⑩ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。

(2) 農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組の基準

本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者団体等が、おおむね50%以上（取扱量又は取扱金額）生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること（事業実施主体の構成員等が生産する場合も含みます。）。

(3) 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化ネットワークの取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上（仕入量又は仕入金額）をネットワークを構築する農林漁業者団体等から調達すること。農林漁業者団体が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上（取扱量又は取扱金額）を連携する中小企業者に供給すること（事業実施主体の農林漁業者団体以外の連携する農林漁業者団体等が生産する場合も含みます。）。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 都道府県知事等は、事業実施主体からの事業実施計画の受領時から、事業実施主体に対する交付決定時までに、第3の2の資金を貸し付ける機関から事業実施主体へ貸付けが行われることを当該貸し付ける機関が発行する融資証明書、その他の融

資が確実に行われることを証明する書類により確認します。

- (2) 交付対象事業費は、当該施設等を整備する都道府県又は市区町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとしします。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができます。

- (3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとしします。

- (4) 交付の対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとしします。

- (5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材（中古農業機械を含みます。以下同じです。）の利用による事業も交付の対象としします。

なお、古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとしします。

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象とはしません。

なお、交付の対象としない経費の額が総事業費に含まれ単体で区分できない場合は面積等の条件に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象とならない経費の額を算定して除外するものとしします。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれの多い施設等に係る経費
- (3) 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費

(注) 認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産した新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、あらためて総合化事業

計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる機械・施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となります。

(4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費

(5) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除きます。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

(6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除きます。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費

(7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物内の会議室等（ミーティングルーム、専ら会計等を専門に行う事務室、役員室、休憩室等）、物置部屋、更衣室等（食品衛生管理上、必要不可欠なものは除きます。）に係る経費

第6 事業の改善等

1 本要綱第8の3の後段により都道府県知事等から改善指導を受けた事業実施主体は、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができます。この場合において、都道府県知事等が当該改善計画を妥当と認めるときは、当該事業実施主体は、別紙様式第3-1号により新商品の変更に係る事業計画の変更申請を行うことができます。

2 1の変更申請は、次の全ての要件を満たす場合に限り行うことができます。

(1) 第4に定める成果目標の変更を伴わないものであること。

(2) 本事業により整備した施設の利用が可能であること。

(3) 新商品の変更に当たり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 商品そのものが新しい
- ② 原料が新しい
- ③ 製法が新しい

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含まれます。）は、利益等排除の対象とします。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除きます。以下同じです。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがた場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品

に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとします。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 4 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策